

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月から45年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 平成3年7月
④ 平成8年1月
⑤ 平成8年9月
⑥ 平成9年5月及び同年6月
⑦ 平成9年10月
⑧ 平成10年4月から同年6月まで
⑨ 平成10年8月から12年3月まで

私は、国民年金制度が始まった時から、自分で国民年金保険料を納付していた。昭和43年3月に開業してからは、店舗の2階にある自宅に集金に来てもらって必ず納付していた。未納となっている期間があるのはおかしいので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年ごろから58年ごろまで、自宅にA市役所の人が集金に来ており、夫の保険料と一緒に申立人の保険料も納付していたと主張しているところ、申立期間②については、夫が納付済みとなっている上、直前の9か月間及び直後の20年間にわたって夫婦共に納付済みとなっていることから、申立人の保険料だけが未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間①及び③については、申立人の夫の国民年金保険料も未納となっている。

また、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧が含まれる平成7年度から11年度までの期間においては、60か月中28か月が未納となっている上、夫も同じような未納記録となっている。

さらに、オンライン記録で申立人の保険料納付日が確認できる平成7年4月以降については、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧の前後の期間は時効直前に納付しており、申立期間が複数回に及ぶことを踏まえると、当該期間について時効の到来により納付できなかった可能性も否定できない。

加えて、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月まで

私は、採用試験に合格したので、昭和 59 年 11 月に A 県にあった会社を退職し、実家のある B 県 C 市に戻った。

昭和 60 年 4 月に採用となるまでの 4 か月間は、C 市の実家で生活しており、59 年 12 月ごろ C 市役所の窓口で、国民健康保険料と申立期間の 4 か月分の国民年金保険料と合わせて約 8 万円を納付した。

当時、約 8 万円は高いと思ったが、将来のことを考えて納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和 60 年 3 月 16 日に C 市で払い出されていることが確認できることから、申立人に対し申立期間の納付書は発行されていたものと考えられる。

また、申立期間は 4 か月と短期間である上、加入手続をしながら国民年金保険料を納付しないというのも不自然である。

なお、申立期間当時、同居していた申立人の母親には国民年金加入期間に保険料の未納期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 59 年 12 月まで

私は、昭和 50 年から、夫と共に店を経営した。申立期間の国民年金保険料は、店の経営状況が良好だったので、3 か月分ずつ遅滞なく納付してきたはずであるから、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3 か月と短期間である。

また、申立期間①に前後する期間の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人夫婦の申立期間①に前後する期間の保険料については、同一日に現年度納付していることから、申立期間①の保険料のみ納付していないのは不自然である。

一方、申立期間②については、27 か月と比較的長期間である上、仮に申立人が 3 か月分を一括して納付する方式にしたがって当該期間に係る保険料を納付していた場合、保険料を収納した金融機関又は行政機関が 9 回にわたって事務処理を誤り、申立人に係る納付記録が欠落したと考えるのは不自然である。

また、A 市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間②の保険料が納付されたことを示す記録は見当たらない上、申立期間②直後の昭和 60 年 1 月から 63 年 6 月までの 3 年超の期間の保険料についても、夫婦共に未納となっている。

さらに、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 59 年 12 月まで

私は、昭和 50 年から、妻と共に店を経営した。申立期間の国民年金保険料は、店の経営状況が良好だったので、3 か月分ずつ遅滞なく納付してきたはずであるから、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3 か月と短期間である。

また、申立期間①に前後する期間の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人夫婦の申立期間①に前後する期間の保険料については、同一日に現年度納付していることから、申立期間①の保険料のみ納付していないのは不自然である。

一方、申立期間②については、27 か月と比較的長期間である上、仮に申立人が 3 か月分を一括して納付する方式にしたがって当該期間に係る保険料を納付していた場合、保険料を収納した金融機関又は行政機関が 9 回にわたって事務処理を誤り、申立人に係る納付記録が欠落したと考えるのは不自然である。

また、A 市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間②の保険料が納付されたことを示す記録は見当たらない上、申立期間②直後の昭和 60 年 1 月から 63 年 6 月までの 3 年超の期間の保険料についても、夫婦共に未納となっている。

さらに、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年5月1日まで
報酬又は給与が月額84万6,000円支給されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では平成3年1月から標準報酬月額が20万円となっている。社会保険事務所での作業中の事務ミスと考えられるので、標準報酬月額を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成3年5月1日）の後の平成4年3月19日付けで、3年1月から同年4月までの標準報酬月額を20万円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、閉鎖事項全部証明書によりA社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「会社の総務、経理、社会保険事務関係の一切については、弟が担当していた。自分は、標準報酬月額の遡及訂正処理について社会保険事務所に相談したことは無い。」としている。

また、申立人は、遡及訂正処理が行われた平成4年3月19日を含む3年6月17日から19年1月1日までの期間はB国に居住しており、この間は現地でサービス業の会社に勤務していたと述べている。

さらに、当時の総務・経理担当者であった申立人の弟は、申立人が、B国に居住しており、営業関係業務に専念していたことから、社会保険等の事務のすべては、同国にある本社の指示に基づき自分が行っており、申立

人は一切関与していなかったと述べている。

加えて、当該事業所の従業員は、申立人は、C支社の支社長と位置付けられていたと理解しており、B国本社の社長の指示がなければ何事も行うことはできず、当該本社の指示に基づき経理担当者が社会保険等の事務を行っていたと述べている。

以上のことから、申立人は、当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和35年3月1日付けでA社本社に入社し、36年2月15日付けで同社C支社へ転勤し、同年6月1日付けで同社B支社へ転勤となり、その後、各地へ転勤し、55年5月31日に退社した。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、A社B支社での厚生年金保険の資格取得年月日が昭和36年7月1日となっており、誤っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する退職金支給計算書並びに事業主及び複数の同僚の証言により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和36年6月1日にA社C支社から同社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支社における昭和36年7月のオンライン記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月25日から同年12月1日まで
私は、A社に昭和43年3月13日に入社し、今も勤務しているが、申立期間について厚生年金保険の加入期間が抜けているので加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が発行した在職証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年7月1日にA社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年12月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年6月から同年9月までは34万円、同年10月及び同年11月は32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年12月24日まで

私は、昭和63年6月から平成6年6月30日まで、A社に勤務していた。年金記録確認B地方第三者委員会においてあっせんに至った事案の同僚事案として、C社会保険事務所（当時）から連絡があり、年金記録の相談に行ったところ、現在記録されている当該事業所における資格喪失日には納得できないので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録では、申立人は平成5年6月30日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成5年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われているが、申立人が同年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理及び申立人に係る同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録を取り消す処理は、同年12月24日付けで遡^{そく}及^{くわ}して行われている。

また、申立人と同様に平成5年10月の定時決定の記録が取り消され、同年12月24日付けで、同年6月30日にさかのぼって被保険者資格を喪失している者が複数名確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人について、平成5年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なもの^{と認められない}ことから、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日^{を遡及}して処理した同年12月24日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録から平成5年6月から同年9月までは34万円、同年10月及び同年11月は取消処理が行われる前の標準報酬月額32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年12月14日から31年3月10日までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を30年12月14日に、資格喪失日に係る記録を31年3月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30年12月は7,000円、31年1月及び同年2月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月14日から31年4月12日まで

私は、昭和30年12月14日から31年4月12日まで、A氏が所有する船舶Bに乗船していた。

船員保険料は給与から引かれていたと思うので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳の記録、元船長及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA氏が所有する船舶Bに乗船していたことが確認できる。

また、申立人及び複数の元同僚は、「船舶Bには約20人前後が乗り組んでいた。」と証言しているところ、船員保険被保険者名簿によると、申立期間に乗船したとみられる船員保険被保険者が17人おり、そのうち12人が昭和30年9月10日に船員保険の被保険者資格を取得し、31年3月10日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記名簿によると、申立期間前の期間に当該船舶に乗船していた際の船員保険被保険者は21人確認できるほか、申立人が申立期間後に当該船舶に乗船し船員保険被保険者となっている期間に船員保険被保険者

となっている者は 22 人確認できることから、A 氏所有の船舶においては、乗船していた者はほぼ全員船員保険に加入していたと推認される。

加えて、元船長及び当時会計事務と甲板員を兼務していた元同僚は、「乗船したのであれば、船員保険は皆加入していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 30 年 12 月 14 日から 31 年 3 月 10 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿に記載されている申立人と同じ甲板員である同僚の記録から昭和 30 年 12 月は 7,000 円、31 年 1 月及び同年 2 月は 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 氏は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、申立期間の船員保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 12 月から 31 年 2 月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 31 年 3 月 10 日から同年 4 月 12 日までの期間については、船員保険被保険者名簿によると、申立人と一緒に乗船したとみられる船員保険被保険者 17 人のうち 12 人が同年 3 月 10 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、このうち元船長は船員手帳における雇止年月日が同年 4 月 16 日となっていることから、雇止日と被保険者資格の喪失日が必ずしも一致していないことが認められる。

また、A 氏は既に死亡していることから、同氏の息子に聴取したところ、「自分が跡を継いだのは、申立期間より後のことであり、当時の書類は無く、船員保険の加入状況も分からない。」と証言している。

このほか、申立人の当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年6月30日から同年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和22年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月から同年5月1日まで
② 昭和22年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和18年8月から23年3月まで勤務（昭和20年1月までは、B事業所）しており、途中で退職したことは無かったが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、20年1月から同年5月1日までの期間及び22年6月について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

昭和18年8月から23年3月まで継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社本社からA社C支店に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が、「昭和22年7月1日付けでC支店に転勤になった。申立人も同時期に転勤してきた。」と証言していることから、昭和22年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和22年7月の記録から、500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 22 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人と同様に昭和 20 年 1 月 30 日に B 事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、A 社において同資格を取得した者について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、同年 5 月 1 日に同資格を取得した者が 6 人、同年 8 月 1 日に取得した者が 18 人確認できる。

また、上記被保険者名簿を確認したが、昭和 20 年 1 月から同年 4 月 30 日までの期間に被保険者資格を取得した者は見当たらない。

さらに、A 社本社では、「申立期間当時の資料を保存しておらず、確認資料が無いため、当時の状況については不明である。」としている上、同僚からも申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況についての証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年6月1日）及び資格取得日（昭和32年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から32年9月1日まで

私は、A社に昭和30年12月9日から32年9月27日まで継続して勤務したが、社会保険事務所（当時）の回答では、31年6月1日から32年9月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっており、納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和30年12月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、31年6月1日に同資格を喪失後、32年9月1日に同事業所において再度資格を取得しており、31年6月から32年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が所持する当該事業所発行の身分証明書（昭和32年3月15日及び同年4月1日発行）及び電車通勤定期乗車券（昭和31年11月分から32年8月分まで）並びに申立期間当時の経理事務担当者の「途中でいったん退社し、再度入社した人は記憶に無い。」との証言及び同僚の「申立人と一緒に勤務したが、申立人が途中でいったん退社したことは無かった。」との証言から、申立人は申立期間も継続して当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、当該経理事務担当者は、「当時の従業員は、全員厚生年金保険に

加入していた。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該事業所において申立期間の前後とも勤務していた 34 人の同僚全員の加入記録は継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 6 月から 32 年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年4月10日に、資格喪失日に係る記録を49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、48年4月から同年10月までは13万4,000円、同年11月から49年3月までは16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月10日から49年4月1日まで

私は、C社から、昭和46年9月1日にA社への出向を命じられ、48年4月1日には出向を解かれ休職派遣を命じられたが、申立期間については、A社における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、保険料控除の事実が確認できる昭和49年度及び50年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書等があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC社が昭和48年4月1日付けで交付したA社への出向解除・休職派遣辞令書及びC社が49年4月1日付けで交付したA社への休職派遣解除辞令書により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された昭和49年度及び50年度分の市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料控除額は、申立期間を含む昭和48年分及び49年分の申立人に係る標準報酬月額等から推計した社会保険料の金額とおおむね一致している。

さらに、当時休職派遣の場合の給与等の取扱いについて、派遣元のC社

は、「給与の支払、社会保険への加入及び保険料の支払は、派遣先のA社がすべて行っていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人がA社から昭和48年7月23日付けで交付された同年4月1日適用の給与辞令書に記載された基準内賃金月額から、同年4月から同年10月までは13万4,000円、同年11月から49年3月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われていないと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年4月から49年3月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月1日から37年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年10月1日に、資格喪失日に係る記録を37年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月から37年4月まで
② 昭和37年9月1日から38年8月6日まで
③ 昭和41年4月から43年3月21日まで

私は、昭和33年5月から37年4月まで、A社で勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間は未加入であった。

また、昭和37年9月から40年9月まで、B社で勤務したが、厚生年金保険の加入期間は38年8月6日から40年10月9日までであり、37年9月1日から38年8月6日までは未加入であった。

さらに、昭和41年4月から44年3月まで、C社で勤務したが、厚生年金保険の加入期間は43年3月21日から44年3月26日までであり、41年4月1日から43年3月21日までは未加入であった。

上記申立期間において各事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和36年10月1日から37年4月1日までの期間について、申立人と同様の業務に従事していた同僚の証言から判断すると、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、「A社では社長と、申立人を含む従業員4人の計5人で働いていた。」、「申立人は、私が入社する前から働いており、私が辞める少し前の昭和37年3月ごろに退職した。勤務時間、仕事の内容などは同じであった。」と述べており、申立人以外の4人はすべて当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月1日から37年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚に係るオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、関係資料が存在しないため確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和36年10月から37年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和33年5月から36年10月1日までの期間について、上記同僚は自身が当該事業所に在籍していたのは同年10月からであると述べており、申立人の申立期間における在籍を確認することができない。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年10月1日であり、申立期間において適用事業所であった事実を確認することはできない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間においてB社に在籍していたことは確認できる。

しかし、申立人は工事現場等の作業員として勤務したと述べているところ、当該事業所で従業員の給与計算及び社会保険関係事務を行っていた従業員は、「B社では、作業員として勤務する者について、基本的に雇用保険には加入させても厚生年金保険には加入させなかった。」、「厚生年金保険に加入させるのは、基本的には役付の人と事務員だけであった。」と述べている。

また、上記事務員は、「当該事業所では様々な事業を行っており、多い時は100人程度の従業員が働いていた。」と述べており、相当数の従業員

が勤務していたと考えられるところ、申立期間②において厚生年金保険に加入しているのは 12 人のみであり、当該事業所では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは言い難い。

申立期間③について、申立人と同様にC社に勤務していた同僚 5 人に対し照会を行ったが、申立人の在籍を証言した同僚は 1 人であり、当該同僚に係る厚生年金保険の加入期間は昭和 43 年 3 月 1 日から 56 年 8 月 1 日までであることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、当該事業所は既に解散しており、関係資料が存在しないため、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人の当該期間における雇用保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和 33 年 5 月から 36 年 10 月 1 日までの期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和18年6月20日）及び資格取得日（昭和19年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を20円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月20日から19年7月1日まで

私は、昭和18年4月にB市にあるA社に入社し、船艇の建造に従事した。

しかし、ねんきん特別便を確認したところ、昭和18年6月から19年6月までの期間が未加入期間となっていることが分かった。戦時中は、3か月で辞めて1年後にまた同じ所に入るといようなことができる状況ではなく、継続して働いていたことは事実なので、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和18年4月16日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月20日に同資格を喪失後、19年7月1日に同社において再度資格を取得しており、18年6月から19年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が当時班長であったとする同僚は、「申立人は、同事業所において、終戦まで継続して船艇の建造に従事していた。」と証言している。

また、上記同僚は、「A社では、自分の意思により自由に退職したり休職できる状況ではなかった。」とも証言しており、当該同僚は、同事業所

において昭和 17 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、22 年 6 月 30 日に同資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A 社に継続して勤務し、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、20 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 18 年 6 月から 19 年 6 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社（後にB社と合併）における資格喪失日に係る記録を昭和40年2月1日に訂正し、申立期間②の同社C工場における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和36年3月21日にA社に入社し、平成15年まで勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和40年1月31日から同年2月1日までの期間、及び同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の記録が無いとの回答を得た。

当該事業所はB社と合併したが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の後継事業所であるB社が保管している申立人に係る人事台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年2月1日にA社から同社C工場に異動、同年6月1日に同社同工場からB社D工場に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人に係る昭和39年11月及び40年2月の社会保険事務所の記録から、いずれも1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 2 月 1 日及び同年 6 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日及び同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月及び同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から53年11月まで
申立期間については、妻の保険料は納付済みの記録となっているが、妻だけが国民年金保険料を納付していることは不自然である。
申立期間について保険料を納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をその妻が納付していたとしているところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳、オンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日が昭和50年1月17日と記録されていることから、申立期間は、国民年金に未加入であり、納付書の発行や納付勧奨も無く、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の保険料を納付したとするその妻は、申立期間直前の昭和50年1月7日に国民年金に加入しているが、同年1月から3月までの保険料は未納であることに加え、同年4月から51年3月までの保険料を同年6月22日に過年度納付していることから、国民年金被保険者資格の取得から約1年半の期間は未納であったことが確認できる。

さらに、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は納付に関与していない上、保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間の保険料納付について覚えていないため、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1105（事案 468 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から61年3月まで

昭和48年4月から61年3月までの国民年金保険料納付記録について社会保険事務所（当時）に照会をしたところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和48年4月から52年3月までの分は、A市の郵便局で、同年4月から57年3月までの分は、B市の郵便局で、同年4月から61年3月までの分は、C市の郵便局で、納付書にて毎月納付したので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 保険料を納付した場所に関する申立人の記憶が曖昧であること、ii) 申立人の国民年金被保険者台帳に「不在被保険者」の表示があり、転居時に国民年金の住所変更手続きを行っていなかったものと推測されること、iii) ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の主張に変更されている点は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から同年 11 月まで

昭和 55 年 6 月から国民年金の任意加入をし、保険料を納付していたが、ねんきん特別便により申立期間が未加入期間となっていることが判明した。自分では加入期間中に任意加入を辞めた記憶は無く、保険料を納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立期間前後を通じて、厚生年金保険の被保険者であったところ、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人は、昭和 60 年 8 月 1 日に任意加入の被保険者資格を喪失し、同年 12 月 4 日に再度任意で同資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間のため、制度上、納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の記録欄にも、被保険者でなくなった日として昭和 60 年 8 月 1 日と記載され、その後の被保険者となった日として同年 12 月 4 日と記載されており、オンライン記録及びA市の記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から40年3月までの期間、44年4月から46年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年8月から40年3月まで
② 昭和44年4月から46年3月まで
③ 昭和50年4月から51年3月まで

私の母は、国民年金制度の発足時に私の国民年金の加入手続を行うとともに保険料を納付していた。

その後、私自身がA市役所の窓口で保険料を納付するようになった。領収書等はないが、申立期間の保険料を納付したのは間違いないので保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると「時効消滅」の押印が確認できる上、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間当時の状況が不明である。

また、申立期間③について、申立人はA市役所の窓口で毎月保険料を納付したとしているが、申立期間当時、A市における保険料納付は3か月納付を基本としており、同市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、申立期間②及び③の前後の期間を通じて保険料が毎月納付された状況はうかがえず、申立人の主張とは相違している。

さらに、上記被保険者名簿(紙名簿、電子データ)及び国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)でも、申立期間①、②及び③のいずれの期間も保険料が納付されたことを確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から52年2月まで
国民年金については、昭和44年7月ごろ会社を退職していたので、A市B地区にあった市役所の支所の職員から国民年金に加入するように勧められた。
その後、何回か支所に行った折、その都度保険料を持参し納付していた。
申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその妻の年金記録をみると、申立期間は夫婦共に未納である上、申立期間以外にも国民年金保険料の未納がみられ、国民年金に対する納付意識が高かったとは言い難い。

また、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、申立期間は未納と記録されており、同名簿（紙名簿）においても申立期間の納付記録は確認できない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間の国民年金保険料の納付状況（納付金額、納付時期、納付回数等）についての記憶が定かでない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和58年8月から59年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から53年3月まで
② 昭和58年8月から59年3月まで

申立期間①については、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、未納となっていることに納得できない。

申立期間②については、国民年金保険料を納付した領収書を所持している。

国民年金保険料が還付された記録になっているが、受け取った覚えが無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和53年8月31日に払い出されていることが確認でき、その時点では当該期間の一部は時効により保険料を納付することはできない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料を納付していたとする申立人の父親は、既に亡くなっており事情を聴取することができないため、納付状況が不明である。

さらに、申立人の父親が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が所持する領収書により、当該期間の

国民年金保険料が納付されていたことは確認できる。

しかしながら、申立期間②は厚生年金保険に加入している期間として記録されていることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さはみられない。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、保険料の還付対象期間、還付金額及び還付決定日が記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年3月まで
申立期間については、任意加入に切り替え国民年金保険料を納付した記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、昭和58年8月16日に国民年金被保険者の資格を喪失したことが記載されており、その後、61年4月に第3号被保険者の資格を取得するまでの期間に資格を再取得したことは確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の記載も、上記の台帳及び名簿の記載と一致している。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

申立期間については、免除された記録になっているが、申請免除の手続をしたことは無い。

また、何年ごろか忘れたが、自宅にA市役所の男性職員が訪問してきて、「今であれば過去の未納となっている保険料を納めることができる。」との説明を受けたので、後日、B銀行C支店からお金を引き出し、その足で同市役所に行き、国民年金窓口で申立期間の国民年金保険料を一括納付した。

納付した年月日及び金額は覚えていないが、父親が死亡した昭和41年1月から数年が経過したころだと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）において免除の期間と記録されているが、申立人は、B銀行C支店からお金を引き出し、その足でA市役所に行き、国民年金窓口で申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張している。

しかしながら、B銀行に確認したところ、申立人が同銀行C支店に口座を開設した時期は、昭和57年6月29日であり、その時点では、過去に3回（第1回の実施時期は昭和45年7月から47年6月まで、第2回の実施時期は49年1月から50年12月まで、第3回の実施時期は53年7月から55年6月まで）実施された特例納付期間を過ぎている上、免除期間の追納も時効によりできないこと、及びA市に確認したところ、当時の国民年

金担当窓口においては、特例納付保険料や過年度保険料及び追納保険料については、収納業務を行っていなかったことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は納付時期や納付金額に関する具体的な記憶は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 1 日から平成 5 年 11 月 1 日まで
私は、申立期間中、A社に勤務していたが、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

当時、同僚は皆、厚生年金保険に加入しており、私も厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する社員旅行の写真、元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所で経理を担当していた当時の事業主の妻及び社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士は、「当時の資料は平成 10 年に閉業した時に処分した。」と回答しているため、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人が保管する社員旅行の写真に写っている元同僚の中には、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がいるほか、被保険者期間が勤務期間の一部のみとなっている者もみられ、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間において申立人の雇用保険の加入記録は無い上、当該事業所に係るオンライン記録において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 24 日から平成 2 年 10 月 11 日まで
私は、A社に勤めていたときは水揚高が多かったので、B市のC社に勤めていたときよりも給料は多かったはずであり、標準報酬月額も高かったはずである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間において、申立人と同じ機関員としてA社に勤務していた複数の同僚の標準報酬月額を比較すると、申立人と同僚の標準報酬月額はほぼ同額で推移しており、申立人だけが低額であるという状況は認められない。

また、当該事業所の船員保険被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正等の痕跡は見当たらず、不自然な処理はうかがえない。

さらに、申立人は、自分と船長は同じぐらいの報酬があると聞いたことを記憶しているが、申立期間に申立人と一緒に勤務していた船長と機関長は、船長と機関員の給料が同じぐらいということはあると証言している上、当該事業所の元経理担当者は、監査などはきちんと行われていたので不適切な処理はしていないと思うと述べている。

加えて、当該事業所は平成 2 年 10 月 31 日に解散しているため当時の資料が保管されていない上、申立人が記憶している同僚も既に死亡していることから証言等を得ることができず、当時の詳しい状況が不明である。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 4 日から 41 年 10 月 1 日まで
② 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険庁（当時）からの記録照会回答票では、A社での勤務が1か月だけとなっているが、同社には二度勤務しており、在籍期間は2年から3年ぐらいであった記憶がある。

年数が経っているので、はっきりした記憶も無く、給与明細書等の証明できるものは残っていないが、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元事業主が保管する申立人がA社に提出した履歴書により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によるとA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年10月1日であり、申立期間①について、当該事業所が適用事業所であった事実は確認できない。

申立期間②については、履歴書により当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は勤務期間についての記憶が曖昧^{あいまい}な上、元事業主や同僚も申立人の勤務期間についてはよく覚えていないとしていることから、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、元事業主は当時の書類は一切無いとしていることから、厚生年金保険への加入及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人は「申立期間②について、会社から人手が足りないから

手伝ってくれないかと言われた記憶があるので、最初からそんなに長く勤めるつもりもなかった。昭和 41 年 6 月に入籍して夫の被扶養者となり健康保険に加入したが、夫の退職まで被扶養者でなくなったことは無く、申立期間②についても、被扶養者として健康保険に加入していた。」としている。

加えて、申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立期間①及び②について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 29 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 5 月から 34 年 3 月末まで、A社に住み込みで働いていたが、厚生年金保険の加入記録が 26 年 8 月から 29 年 3 月までしかない。継続して働いていたので、申立期間も加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の勤務状況等に関する記憶及び同僚の証言等から、申立人は申立期間①及び②においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 26 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間について、適用事業所であった事実は確認できない。

また、当時勤務していたと思われる同僚（10 人）の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、当該事業所が適用事業所となった昭和 26 年 8 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している複数の元同僚は、申立期間は徒弟制度のころであり、会社からの給料の支給は無く、小遣い程度しかもらっていなかったため厚生年金保険料は控除されていなかったと述べている。

一方、申立期間②については、オンライン記録から申立人と一緒に勤務していたと思われる元同僚 8 人に当時の勤務状況等について照会したところ、回答のあった 6 人のうち 3 人は、修行時代のころでお互いに当該事業所を出たり入ったりしていたので、いつからいつまで勤務していたかは不明であるとしているほか、ほかの 2 人は申立人を記憶しておらず、残りの 1 人は昭和 32 年 5 月に入社したときには申立人は勤務していなかったと

回答していることから、申立人が当該事業所に勤務していた期間について特定することができない。

また、元同僚は、事業主は同業者組合の代表をしていたので間違ったことはしていなかったと思うとして、60 か月の長期間にわたって厚生年金保険の加入記録が無いのは、申立人が当該事業所に継続して勤務していなかったのではないかと述べている。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和29年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、資格喪失欄に「退職」の文字が記載されていることが確認できる。

加えて、事業主は既に亡くなっていることから、当時の状況について事実を確認することができない。

このほか、申立期間①及び②について申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月19日から31年4月1日まで
私は、A事業所（現在は、B事業所）に昭和28年4月から正職員として3年間勤務した。最初に勤めたころの厚生年金保険の加入記録はあるが、30年3月から31年3月までの厚生年金保険の加入記録が無いので、この期間について同保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人はA事業所において、昭和28年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年3月19日に資格を喪失していることが確認できる。

また、B事業所が保管している申立人の退職願から、一身上の都合により昭和30年3月19日をもって退職したい旨の退職願を同年3月15日付けで提出していることが確認できることから、申立期間については当該事業所を退職した後の期間である。

さらに、オンライン記録から申立人と一緒に勤務していたと思われる同僚8人に対して勤務状況等について照会したところ、回答のあった6人のうち4人は申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務していた期間については不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1322 (事案 61 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 34 年 1 月から同年 3 月まで A 社に勤務し厚生年金保険に加入していたはずである。

A 社の後に勤務した B 社における社員経歴台帳で、勤務していたことが確認できるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当委員会は、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名が無いこと、当該事業所においては社会保険の適用を従業員によって異なる取扱いをしていたことがうかがえることなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し平成 20 年 4 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、B 社が平成 7 年 1 月に作成した社員経歴台帳により勤務を確認できるとして再申立てを行ったが、同台帳では昭和 34 年 1 月に A 社に入社したことは確認できるが、厚生年金保険の加入及び保険料の控除についての確認はできない。

また、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある元同僚 5 名に照会をしたところ、2 名は申立人が当該事業所に勤務していたことを覚えていたが、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除の有無については分からないと回答している。

さらに、当該事業所は既に解散している上、代表取締役及びその他の役員であった 4 名も死亡していることから当時の状況について確認すること

はできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1323 (事案 333 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 5 日から 46 年 11 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 12 月 5 日から 46 年 11 月 1 日までA市にあったB社に勤務していた。

前回の申立ては、年金記録訂正のあっせんは行わないとの結論であったが、私が電話番号簿を調査したところ、勤務していた事業所の名称はB社であったことが判明したので、再審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当委員会は、申立人がC社からD社に入社したとしている元同僚3名についてC社での厚生年金保険の加入記録が無いこと、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無いことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し平成 20 年 11 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、勤務していた事業所の名称がB社であったとして再申立てを行ったが、当該事業所の厚生年金保険適用事業所としての記録は、昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 6 月 1 日までの記録しか見当たらず、申立期間について適用事業所であった事実は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間④について、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 44 年 5 月 16 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 8 月 1 日から同年 9 月 20 日まで
④ 昭和 44 年 9 月 30 日から同年 10 月 21 日まで
⑤ 昭和 45 年 9 月 9 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社での加入は昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 5 月 16 日までであり、申立期間①及び②の加入記録は見当たらないとの回答を得たが、私は、43 年 3 月に大学を卒業して同年 3 月末に入社したので、同年 5 月 1 日入社はおかしいし、退社も 44 年 5 月末日である。

また、B社での厚生年金保険の加入期間は、昭和 44 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間であるとの回答であったが、同社を退社したのは同年 9 月 19 日である。

さらに、C社での厚生年金保険の加入期間は、昭和 44 年 9 月 20 日から同年 9 月 30 日までの期間及び同年 10 月 21 日から 45 年 9 月 9 日までの期間であるとの回答であったが、同社には 44 年 9 月 20 日から 45 年 9 月 30 日まで継続して勤務していた。

保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、上記 3 社に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、複数の同僚は、申立人を覚えているものの、勤務期間までは覚えていないと証言していることから、勤務期間を特定することはできないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所における申立人の雇用保険の加入期間は、昭和43年5月1日から44年5月20日までとなっており、厚生年金保険の被保険者期間とほぼ符合していることが確認できる一方、申立期間①及び②の雇用保険の加入記録は見当たらない。

また、当該事業所においては、申立人を含む被保険者のうち一人を除く全員が昭和44年5月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、当時の経理担当者は、「会社が倒産したので、残務整理の人を除いてほぼ全員が同時に辞めた記憶がある。」と証言している。

さらに、当該事業所は既に解散している上、当時の事業主及び役員は既に他界又は連絡先不明のため、当時の申立人の勤務状況等を確認することができない。

加えて、厚生年金保険の記号番号払出簿によると、申立人は、当該事業所において昭和43年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間③については、当時の役員及び同僚の一人は申立人を覚えていないと証言しており、もう一人の同僚からは回答が得られない上、B社は既に解散しており、事業主及びほかの同僚等は既に他界又は連絡先が不明のため、当時の申立人の勤務状況等を確認することができない。

また、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は見当たらない。

申立期間④及び⑤については、C社における申立人の雇用保険の加入期間は、昭和44年9月20日から同年9月30日までの期間及び同年10月21日から45年9月8日までの期間となっており、厚生年金保険の被保険者期間とほぼ符合していることが確認できる一方、申立期間④及び⑤の雇用保険の加入記録は見当たらない。

また、申立期間④及び⑤当時の事業主は、「当時の経理担当者が他界し資料も無いので詳細は分からないが、親会社の指導もあり法令で定められていたことはしっかり守っていたので、雇用保険や厚生年金保険の得喪の届出も事実即したものであると思う。」と証言している。

さらに、複数の同僚は申立人を覚えているものの、勤務状況や勤務期間については分からないと証言している。

このほか、申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、並びに申立期間④において厚生年金保険の被保険者であったことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間④について、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月から24年12月まで
私は、昭和21年5月にA社B支店（現在は、A社C支店）に採用され、D部署に所属し、24年12月まで勤務した。
厚生年金保険に未加入となっていることが納得できないので、勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人がA社B支店D部署に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和22年7月1日であり、申立期間のうち21年5月から22年6月30日までの期間は適用事業所とはなっていない上、複数の同僚は、D部署に所属していた者は当該事業所の正社員ではなかったとしている。

また、申立人は、「同期入社の人と共に、他の社員とは別に採用され、D部署に配属となり、昭和24年12月にD部署が廃止となったため、所属していた同僚と共に退職した。」としているところ、A社本社では、「現存する資料では、申立人の在籍を示す記録が見当たらないため申立人の勤務実態は不明である。」としており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険加入状況を確認することができない。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人及びD部署に所属していたとする上司、同僚の氏名はいずれも見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
私は、昭和 35 年 1 月から 36 年 4 月 19 日までA社B支店に勤務したが、厚生年金保険の加入が 35 年 11 月 1 日からとなっており、申立期間の 10 か月が未加入となっているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人がA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 35 年 5 月 1 日であり、申立期間のうち同年 1 月 1 日から同年 4 月 30 日までの期間は適用事業所となっていない上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険記号番号は、同年 11 月 1 日を資格取得日として払い出されていることが確認できる。

また、当時の同僚から、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入及び保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所は、昭和 36 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険加入状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の船員保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②から⑥までについて、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 2 日から同年 5 月 6 日まで
② 昭和 33 年 8 月 30 日から同年 9 月 3 日まで
③ 昭和 34 年 5 月 18 日から 35 年 2 月 3 日まで
④ 昭和 35 年 4 月 28 日から同年 7 月 4 日まで
⑤ 昭和 36 年 2 月 27 日から同年 3 月 11 日まで
⑥ 昭和 37 年 4 月 29 日から同年 5 月 16 日まで

私は、申立期間①及び②については、船舶Aに甲板員として乗船した。船員手帳には雇入年月日が昭和 33 年 5 月 2 日、雇止年月日が 34 年 4 月 13 日と記載されている。

また、申立期間③から⑥までについては、船舶Bに甲板員として乗船した。船員手帳には雇入年月日が昭和 34 年 5 月 18 日、雇止年月日が 37 年 5 月 16 日と記載されている。

しかし、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の船員保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

それぞれの期間、継続して船員保険に加入していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の所持する船員手帳により、申立人は、申立期間①及び②については船舶Aに、申立期間③から⑥までについては船舶Bにそれぞれ船員として雇入れられていたことが確認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、必ずしも船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は一致するものではなく、申立期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっていなかった。

- 2 申立期間①について、船舶Aの船長は、「船舶Aは 21 人ぐらい乗船していた。」としているところ、同船舶の船員保険被保険者名簿によると、同船舶に乗船していたと考えられる被保険者は申立人を含め 23 人確認できるが、申立人が主張している昭和 33 年 5 月 2 日に被保険者資格を取得した者は見当たらず、申立人以外の 22 人全員が申立人と同様、同年 5 月 6 日に同資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間①当時、船員保険の事務を代行していたとするC団体が保管している申立人に係る船員保険被保険者名簿上の船員保険の加入記録とオンライン記録は一致している。

さらに、申立人と同様、船員手帳の雇入年月日が昭和 33 年 5 月 2 日である同僚は、船員保険の加入日が同年 5 月 6 日となっていることについての理由は分からないとしている。

加えて、船舶Aの船舶所有者は、既に死亡していることから、申立期間①当時の船員保険の加入状況等を確認することはできない。

申立期間②について、船舶Aの船員保険被保険者名簿によると、被保険者 22 人のうち、申立人と同様に被保険者期間の欠落（昭和 33 年 8 月 30 日から同年 9 月 3 日まで）がある被保険者は 16 人確認できるところ、同船舶の船長は、「船員手帳の雇用期間と船員保険の加入期間は、必ずしも一致しない。船の整備などの関係で船員保険に加入してないときもある。」と証言している。

また、申立期間②当時、船員保険事務を代行していたとするC団体が保管している申立人に係る船員保険被保険者名簿上の船員保険の加入記録と申立人のオンライン記録は一致している。

さらに、船舶Aの船舶所有者は、既に死亡していることから、申立期間②当時の船員保険の加入状況等を確認することはできない。

- 3 申立期間③について、船舶Bの船員保険被保険者名簿によると、申立人が主張する昭和 34 年 5 月 18 日に被保険者資格を取得した者は見当たらない上、申立人が同じ時期に乗船したとする同僚 3 人の当該期間に係る船員保険の加入記録は見当たらない。

また、複数の同僚は、「申立人のことは覚えているが、乗船時期については分からない。」と証言している。

さらに、船舶Bの船長は、申立人のことを覚えておらず、申立人の乗船期間は分からないとしている。

申立期間④について、申立人は、「申立期間中に発生した地震の時は

自宅にいた。船舶Bは地震の前からドックに入っており、地震後も1か月ぐらい修理していた。」としており、同僚からも同様の証言を得ていることから、当該期間は船舶Bに乗船しておらず勤務していなかったと推認される。

また、船舶Bの船員保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和35年2月3日に被保険者資格を取得し、同年4月28日に同資格を喪失している者が3人確認できるところ、そのうち聴取することができた1人は、申立人の乗船期間については覚えていないと証言している。

申立期間⑤について、船舶Bの船員保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和35年7月4日に被保険者資格を取得している者17人全員が、36年2月27日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、複数の同僚は、「毎年2月ごろは年に1回の船の整備のため7日から20日ぐらいは陸にいたときがあった。」と証言している。

申立期間⑥について、複数の同僚から、申立人の乗船期間、勤務状況及び船員保険料控除に関する証言は得られなかった。

また、船舶Bの船舶所有者は既に亡くなっており、申立期間③から⑥までについて、当時の関係資料は保存されておらず、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立期間③から⑥までの期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る船員保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人が船員保険被保険者として申立期間②から⑥までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 20 日から同年 9 月 2 日まで
② 昭和 39 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 5 月 10 日から 38 年 3 月 20 日までの期間及び同年 5 月 1 日から 39 年 11 月 20 日までの期間について、A氏が所有する船舶 Bに乗船したが、船員保険の記録に未加入期間があることに気が付いた。船が港に停泊している時でも、船員保険料は控除されていたと記憶しているため、申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の所持する船員手帳の記録及び船舶 Bに乗船していたとする複数の元従業員の証言から、申立人が申立てに係る船舶に乗船していたことが推認できる。

しかし、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間①について、申立人を含む 20 人が昭和 37 年 8 月 20 日に船員保険被保険者の資格を喪失し、そのうち 19 人が同年 9 月 2 日に再度取得していることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人を含む 21 人が昭和 39 年 8 月 30 日に船員保険被保険者の資格を喪失し、その全員が同年 9 月 1 日に再度取得していることが確認できる。

さらに、申立人が同僚としている者は、所持する船員手帳の記録により、昭和 37 年 5 月 10 日から 38 年 1 月 11 日までの期間及び同年 5 月 1 日から 39 年 11 月 20 日までの期間について、申立てに係る船舶に乗船していたことが推認できるが、船員保険の加入記録については、申立人と同様に被保険者期間に未加入期間がある。

以上のことから、申立期間については、当該船舶所有者が何らかの理由により、ほぼ全員の船員保険被保険者の資格をいったん喪失させた後、再度取得させたことがうかがわれ、申立人のみが特別な取扱いをされていたわけではないことが認められる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 22 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 11 年 6 月 22 日に A 社役員からその関連会社である B 社の取締役を選任された。それまで同社は出向社員だけであったので、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、同月中に適用事業所となるため社会保険事務所（当時）に新規適用の届出を行った。

しかし、社会保険事務所では、月半ば以降に届出のあった案件については同月内の適用とせず、翌月の適用となる取扱いであるとして、B 社の新規適用は平成 11 年 7 月 1 日とされたため同年 6 月の厚生年金保険料は納付できず、結果として私の厚生年金保険被保険者期間が空白となった。

このような不適切な取扱いには納得できないので、私の厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったとして記録の訂正を求めているが、オンライン記録では、B 社の厚生年金保険の新規適用年月日は平成 11 年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人は、B 社の登記簿謄本により同社の代表取締役であったことが確認できるところ、当時、平成 11 年 6 月 22 日から勤務した同社の厚生年金保険の新規適用手続を直ちに行おうとしたが、社会保険事務所の担当者、月の後半に受付を行った事業所については、新規適用年月日を翌月 1 日としていると告げられたため、同年 6 月の厚生年金保険料を社会保険事務所に納付しなかったとしている。

さらに、申立人から提出された平成 11 年分給与所得の源泉徴収票の社

会保険料控除欄に記載されている金額は、同年6月の厚生年金保険料を除いた額とほぼ一致することから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間当時における社会保険事務所の指導内容の過誤を主張して、申立期間を被保険者期間とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて社会保険事務所の指導内容それ自体の適法性の有無を判断するものではないため、申立人の主張は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から同年9月30日まで

昭和19年4月1日から勤務したA社B支店（現在は、C社）の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同年10月1日資格取得となっているとの回答をもらった。

昭和19年4月1日にA社の技能者養成所に入所し、20年3月に卒業後、D事業所に配属になった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事記録により、申立人が、昭和19年4月1日から20年3月25日までA社の技能者養成所に入所していたことが確認できる。

また、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和19年6月1日となっていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の技能者養成所における業務内容について、関連の科目を勉強しており、現場での作業には従事していなかったと説明していることから、申立人が労働者年金保険法（昭和16年3月11日法律第60号）の対象となる筋肉労働者として勤務していたとは認められず、厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）に基づき、一般労働者が年金制度の対象とされた昭和19年6月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることに不備はみられない。また、同法附則第1条、第3条及び第5条の規定に基づき、保険料徴収及び保険給付の対象となるのは、同年10月1日以降の期間とされていることから、同年6月1

日から同年 9 月 30 日までの期間については、保険給付の対象となる被保険者期間とは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 1 日から 45 年 12 月 29 日まで
私は、出産（昭和 45 年）前後の期間は体調が悪かったため、それまで勤務していたA社を昭和 45 年 12 月 29 日に退職した。
平成 12 年ごろに社会保険事務所（当時）に年金の相談に行ったところ、申立期間については、脱退手当金の支給済期間であると言われた。
しかし、私は脱退手当金の手続きはしていないし、受給もしていないので、再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約3か月後の昭和 46 年 4 月 19 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月12日から30年3月まで
② 昭和46年10月2日から同年10月31日まで
③ 昭和47年1月2日から同年3月31日まで
④ 昭和47年8月28日から同年11月30日まで
⑤ 昭和48年4月1日から50年3月31日まで

私は、昭和24年6月から30年3月まで、A社（現在は、B社）の事業所に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入期間は24年6月1日から25年11月12日までであり、申立期間①は未加入となっていた。

また、昭和46年5月から平成元年3月まで、C市が経営する複数の事業所で断続的に勤務したが、厚生年金保険の加入期間は昭和46年5月17日から同年8月23日までの期間及び50年4月1日から平成元年4月1日までの期間であり、申立期間②、③、④及び⑤は未加入となっていた。

各申立期間において各事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が経営する事業所で申立人と接点があったとする者の証言等から判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所では申立期間に係る人事関係資料を保管していないため、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた者2人は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和25年11月12日と記載されており、不自然な訂正箇所等は見当たらない。

申立期間②、③、④及び⑤について、C市が作成した従事証明書により、申立人が当該期間においてC市が経営する各事業所で臨時的任用職員として勤務していたことは認められる。

しかし、当該期間当時、C市において臨時的任用職員の給与計算の事務を行っていた職員3人はいずれも、「臨時的任用職員について、雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていた。」と述べているところ、当該期間における申立人の雇用保険の加入記録は見当たらない。

また、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の夫は昭和46年8月1日から60年5月21日まで厚生年金保険に加入しており、同原票において申立人は46年8月から夫の被扶養者として記録されていることが確認できる。

さらに、C市では当該期間に係る社会保険関係の書類を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から28年5月ごろまで

私は、昭和27年5月から28年5月ごろまで、A施設及びB施設の事業所に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、未加入となっていた。

申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務したとする「A施設」及び「B施設」は、厚生年金保険の適用事業所であったとの確認ができない。

また、申立人が勤務したとする施設の労務管理を行っていた2か所の事業所及び14か所の事業所について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の加入記録は見当たらない。

さらに、C事業所が保管する退職手当支給台帳及び被保険者台帳を調査したが、申立人に係る人事記録及び厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

加えて、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、同僚に係る厚生年金保険の記録を調査することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月から36年10月まで

私は、昭和34年10月から「A事業所」に勤務しており、勤務中にけがをして病院にかかったことがある。36年6月に婚約したので、同年6月から10月ごろに当該事業所を退社した。

自分の年金記録を確認したところ、当該事業所に勤務した期間が未加入期間となっていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人が勤務していたとする「A事業所」は、厚生年金保険の適用事業所であったとの確認ができない。

また、「A事業所」の関連事業所であったとされる「B事業所」は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、当該事業所の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、当該事業所が加入していた「C健康保険組合」にも、申立人の加入記録は無い。

さらに、申立期間において「B事業所」の厚生年金保険被保険者であった9人に照会を行ったが、申立人を知っていると回答している者はおらず、申立人の勤務実態についての確認ができない。

加えて、「B事業所」は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。